年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会
令和5年5月 31 日答申分

〇答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの　　5件

厚生年金保険関係　　5件

厚生局受付番号　：　北海道（受）第 2200263 号
厚生局事案番号　：　北海道（厚）第 2300012 号

第１　結論

訂正請求記録の対象者のＡ社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成８年９月 27 日、喪失年月日を平成９年３月４日に訂正し、平成８年９月から平成９年２月までの標準報酬月額を 17 万円とすることが必要である。

平成８年９月 27 日から平成９年３月４日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、訂正請求記録の対象者に係る平成８年９月 27 日から平成９年３月４日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女（妻）
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和３年生
住　　所　：

２　被保険者等の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和８年生

３　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成８年９月 27 日から平成９年３月４日まで

夫の年金記録のうち請求期間について、Ａ社におけるＢ厚生年金基金の加入員記録はあるものの、厚生年金保険の被保険者記録は保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第３　判断の理由

請求者が所持するＢ厚生年金基金から訂正請求記録の対象者に対し交付された加入員証及び年金証書、企業年金連合会から提供された訂正請求記録の対象者に係る中脱記録照会（回答）、並びに事業主の回答から判断すると、訂正請求記録の対象者は、請求期間において当該事業所に勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、オンライン記録及び企業年金連合会から提供された中脱記録照会（回答）から、17 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成８年９月 27 日から平成９年３月４日までの期間について、訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届及び喪失届を社会保険事務所（当時）に提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かを確認できる資料がなく、不明であると回答しているが、オンライン記録により、訂正請求記録の対象者の当該期間に係

る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失については、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 14 年３月 14 日に処理されていることが確認できることから、社会保険事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号　：　北海道（受）第2300008号
厚生局事案番号　：　北海道（厚）第2300013号

第１　結論

請求者のＡ事業所における平成17年12月15日の標準賞与額を17万円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和54年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成17年12月15日

Ａ事業所から支給された請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第３　判断の理由

オンライン記録及び複数の同僚に係る請求期間の賞与明細書により、請求者は、請求期間において、Ａ事業所から17万円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、当該賞与から17万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年12月15日に支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、請求者の当該期間に係る標準賞与額の届出については、オンライン記録により、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年10月26日に処理されていることが確認できることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号　：　北海道（受）第2200260号
厚生局事案番号　：　北海道（厚）第2300014号

第１　結論

請求者のＡ事業所における平成29年７月３日の標準賞与額を38万1,000円に訂正することが必要である。

平成29年７月３日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年７月３日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　平成２年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成29年７月３日

Ａ事業所から支給された請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっている。

請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第３　判断の理由

Ａ事業所が保管する賞与明細、給与明細及び請求者から提出された預金通帳の写しによると、請求者は、請求期間において、同社から38万1,750円の賞与の支払を受け、当該賞与から38万1,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成29年７月３日に支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和３年８月24日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号　：　北海道（受）第 2200264 号
厚生局事案番号　：　北海道（厚）第 2300015 号

第１　結論

請求者のＡ社Ｂ支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 21 年 11 月 30 日から同年 12 月１日に訂正し、平成 21 年 11 月の標準報酬月額を 16 万円とすることが必要である。

平成 21 年 11 月 30 日から同年 12 月１日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 21 年 11 月 30 日から同年 12 月１日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 52 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成 21 年 11 月 30 日から同年 12 月１日まで

平成 19 年９月３日から平成 21 年 11 月 30 日までＡ社Ｂ支店に事務員として勤務した。平成 21 年 11 月 30 日に退職した場合、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、その翌日の平成 21 年 12 月１日となるはずであるが、年金記録では、平成 21 年 11 月 30 日と記録されている。

当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日を平成 21 年 12 月１日に訂正してほしい。

第３　判断の理由

雇用保険の被保険者記録、請求者又は請求期間当時の事務担当者から提出された社員労働契約書、短期雇用者勤務届、H21 年分源泉徴収簿兼賃金台帳簿、平成 21 年分退職所得給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び預金通帳の写しから判断すると、請求者は、請求期間においても継続してＡ社Ｂ支店に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述のH21 年源泉徴収簿兼賃金台帳簿の写しにより確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、16 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求期間当時の事業主は、平成 21 年 11 月 30 日から同年 12 月１日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについてはいずれも不明と回答しているが、年金事務所が保管する請求者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失年月日が平成 21 年 11 月 30 日となっていることから、事業主から同日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成 21 年 11 月に係る厚生

年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号　：　北海道（受）第 2200267 号
厚生局事案番号　：　北海道（厚）第 2300016 号

第１　結論

請求者のＡ事業所（現在は、Ｂ事業所）における平成 18 年 12 月 20 日の標準賞与額を８万 7,000 円、平成 19 年 12 月 14 日の標準賞与額を 30 万 8,000 円に訂正することが必要である。

平成 18 年 12 月 20 日及び平成 19 年 12 月 14 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 18 年 12 月 20 日及び平成 19 年 12 月 14 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 44 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　①　平成 18 年 12 月 20 日
②　平成 19 年 12 月 14 日

Ａ事業所から支給された請求期間①及び②の賞与について、厚生年金保険の標準賞与額の記録がない。

請求期間①及び②の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

Ｂ事業所から提出された平成 18 年分及び平成 19 年分の所得税源泉徴収簿によると、請求者は、Ａ事業所から、平成 18 年 12 月 20 日に８万 7,361 円、平成 19 年 12 月 14 日に 30 万 8,000 円の賞与の支払を受け、当該賞与から、平成 18 年 12 月 20 日は８万 7,000 円、平成 19 年 12 月 14 日は 30 万 8,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 18 年 12 月 20 日及び平成 19 年 12 月 14 日に支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。